

○総務省令第二十七号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣 村上 誠一郎

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附則 (自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例) 第十三条 第二十六条の二第一項の企画官は、令和十年三月三十一日までの間、置かれるものとする。
改正前	附則 (自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例) 第十三条 第二十六条の二第一項の企画官は、令和七年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。